

令和4年福島県沖を震源とする地震により被災されたお客さまに対する 電気料金の特別措置について

2022年3月23日
北陸電力株式会社

令和4年福島県沖を震源とする地震に伴い、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの地震により、災害救助法が適用された地域に隣接する地域において、被災されたお客さまからのお申し出に応じて、以下のとおり電気料金の特別措置を適用させていただきます。

1. 適用対象

当社の供給エリアにおいて、災害救助法が適用された地域に隣接する地域において被災されたお客さま

<災害救助法が適用された地域に隣接する地域>

【群馬県】利根郡片品村

【栃木県】大田原市，那須郡那須町，那須塩原市，日光市

【茨城県】北茨城市，久慈郡大子町，高萩市，常陸太田市

(参考) 内閣府発表 災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

※災害救助法の適用地域については適宜更新されますので最新情報については「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

2. 特別措置の内容

<電気料金の支払期日1か月間延長>

被災されたお客さまの2022年2月分(2022年3月16日以降に支払期日を迎えるもの)に限り、3月分、4月分および5月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

特別措置の適用をご希望されるお客さまは、当社お客さまサービスセンターまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】北陸電力株式会社 お客さまサービスセンター

Tel : 0120-418969

<月～金曜日 9時～19時、土日祝日 9時～17時(年末年始を除く)>

以上